

平成 26 年 2 月 19 日

東洋証券株式会社

2 月 14 日からの大雪に係る災害により被災されたお客さまへの支援について

この度の 2 月 14 日からの大雪による被害により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域（※）にお住まいのお客さまの救援・復旧に役立てていただくため、被災されたお客さまに対し、下記のような便宜を図り、可能な限りご支援いたします。

記

- ・お届出印や東洋カード等を紛失されたお客さまに対する出金手続き等、可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いのお申出があった場合の可能な限りの便宜措置

※災害救助法が適用された地域

【長野県】 茅野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町

【群馬県】 安中市

【山梨県】 富士吉田市、南巨摩郡早川町、南都留郡山中湖村及び同郡富士河口湖町

【埼玉県】 秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀬町及び同郡小鹿野町、
児玉郡神川町

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に対応をさせていただきます。

詳細につきましては、お取引店までお問合せください。

被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

以上